

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き下げること。（この法律の規定による改正後の第七条の二関係）

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。